

令和 6 年 9 月 3 日
保健福祉政策部国保・年金課

世田谷区国民健康保険条例の一部を改正する条例

1 主旨

行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部改正が行われ、令和6年12月2日より、現行の健康保険証の発行は終了し、マイナンバーカードを健康保険証として利用すること（以下「マイナ保険証」）を基本とする仕組みに移行する。また、国民健康保険法において、過料に関する規定の整備等が行われた。これを受け、区として規定の整備を行うとともに、急患等として保険医療機関等を受診した被保険者に係る保険料の徴収猶予について定めるため、世田谷区国民健康保険条例の一部を改正する。

2 改正内容

(1) 保険料の徴収猶予について

認知症などで判断能力が不十分かつ身寄りの有無が判明できない方が急患として保険医療機関又は保険薬局を受診し、即時入院等が必要な場合等において、本人に治療に要する医療費の負担能力があるか否か不明であること、または負担能力があるにもかかわらず預貯金を引き出せない等の事情があるとき、保険料についても支払い能力があるか否か不明であることが想定されるため、本人の資力の状況が明らかになるまで必要に応じて保険料の徴収猶予を行う。被保険者に係る保険料の納付については、資力の活用が可能となるまでの期間として1年以内の期間を限って徴収猶予することができる。

(2) 過料について

被保険者証の返還に応じない者に対する過料の規定を削るとともに、規定の整備を行う。

(3) その他

国民健康保険法の改正に伴う規定の整備を行う。

3 改正箇所

別紙（新旧対照表）のとおり

4 施行日

令和6年12月2日

〔参考〕マイナンバーカードと健康保険証の一体化について

現行の健康保険証の発行は令和6年12月2日より終了し、マイナンバーカードでの健康保険証利用を基本とする仕組みに移行する。マイナンバーカードによるオンライン資格確認を基本としつつ、マイナンバーカードによりオンライン資格確認を受けることができない状況にある方については、「資格確認書」により被保険者資格を確認する。

(1) 発行済みの世田谷区国民健康保険の被保険者証の扱いについて

令和6年12月2日時点で有効な健康保険証は、最大1年間（先に有効期間が到来する場合は有効期間まで）有効とみなす経過措置が設けられている。発行済みの被保険者証については、令和7年9月30日まで有効である。

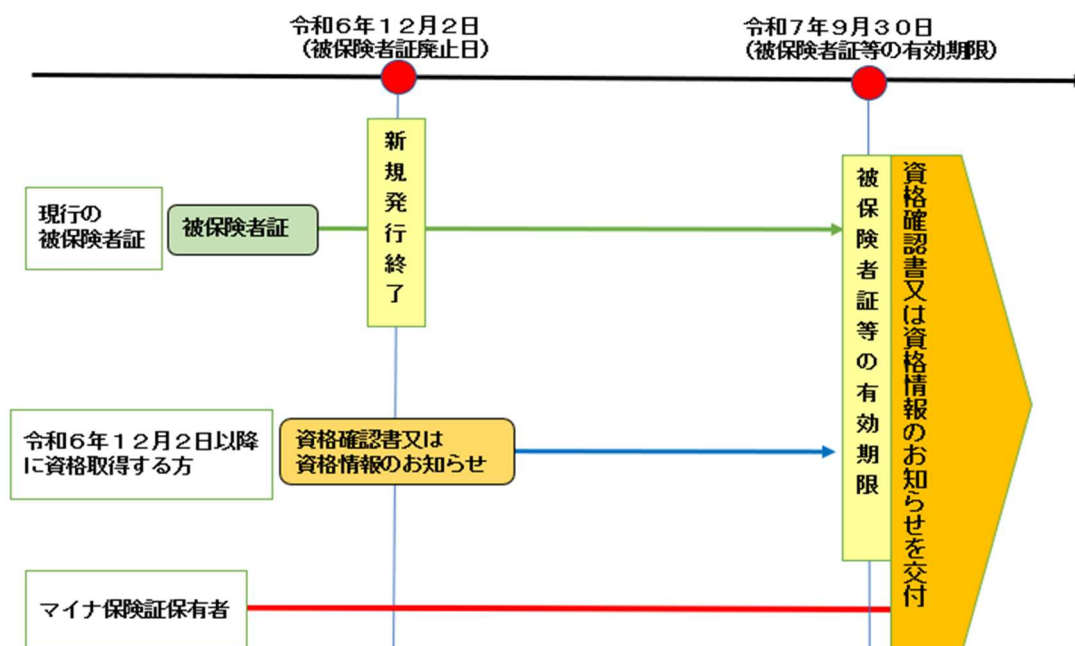
(2) マイナンバーカードによるオンライン資格確認を受けることができない状況にある方の資格確認について

これまでどおり必要な保険診療等が受けられるよう、「資格確認書」を被保険者証の有効期限までに申請によらず送付する。

(3) 今後のスケジュール（予定）

令和6年11月 区のおしらせ11月1日号、区ホームページ掲載
12月 被保険者証の発行終了（被保険者証の廃止）

マイナンバーカードと健康保険証の一体化に係るスケジュール（予定）



世田谷区国民健康保険条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○世田谷区国民健康保険条例 昭和34年11月10日条例第14号 (略) 世田谷区国民健康保険条例 目次 第1章 総則（第1条） 第2章 国民健康保険事業の運営に関する協議会（第2条・第3条） 第3章 被保険者（第4条） 第4章 保険給付（第5条—第12条） 第5章 保健事業（第13条） 第6章 保険料（第14条—第24条の6） 第7章 雑則（第25条・第26条） 第8章 罰則（第27条—第29条） 付則 (略) (療養の給付の範囲) 第6条 療養の給付の範囲は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第36条第1項及び第54条の3第4項に定めるところによる。 (略) (入院時食事療養費) 第9条の2 入院時食事療養費の支給は、法第52条及び第54条の3第4項に定めるところによる。	○世田谷区国民健康保険条例 昭和34年11月10日条例第14号 (略) 世田谷区国民健康保険条例 目次 第1章 総則（第1条） 第2章 国民健康保険事業の運営に関する協議会（第2条・第3条） 第3章 被保険者（第4条） 第4章 保険給付（第5条—第12条） 第5章 保健事業（第13条） 第6章 保険料（第14条—第24条の6） 第7章 雑則（第25条・第26条） 第8章 罰則（第27条—第29条） 付則 (略) (療養の給付の範囲) 第6条 療養の給付の範囲は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第36条第1項に定めるところによる。 (略) (入院時食事療養費) 第9条の2 入院時食事療養費の支給は、法第52条に定めるところによる。

改正後	改正前
(入院時生活療養費) 第9条の3 入院時生活療養費の支給は、法第52条の2 <u>及び第54条の3第4項</u>に定めるところによる。 (保険外併用療養費) 第9条の4 保険外併用療養費の支給は、法第53条 <u>及び第54条の3第4項</u>に定めるところによる。 (療養費) 第9条の5 療養費の支給は、法 <u>第54条並びに第54条の3第4項及び第7項から第9項まで</u>に定めるところによる。 (訪問看護療養費) 第9条の6 訪問看護療養費の支給は、法第54条の2 <u>及び第54条の3第4項</u>に定めるところによる。	(入院時生活療養費) 第9条の3 入院時生活療養費の支給は、法第52条の2に定めるところによる。 (保険外併用療養費) 第9条の4 保険外併用療養費の支給は、法第53条に定めるところによる。 (療養費) 第9条の5 療養費の支給は、法 <u>第54条及び第54条の3第3項から第5項まで</u>に定めるところによる。 (訪問看護療養費) 第9条の6 訪問看護療養費の支給は、法第54条の2に定めるところによる。
(略) (徴収猶予) 第23条 区長は、保険料の納付義務者が次の各号の <u>いずれかに</u> 該当することによりその納付すべき保険料の <u>全部又は一部</u> を一時に納付することができないと認める場合においては、その申請によって、その納付することができないと認められる金額を限度として、<u>6月(急患等として保険医療機関等を受診した被保険者に係る保険料の納付については、当該被保険者の資力の活用が可能となるまでの期間として1年)</u> 以内の期間を限って徴収猶予することができる。 (1) 納付義務者がその資産について震災、風水害、落雷、火災若しくは、これに類する災害を受け、又はその資産を盗まれたとき。 (2) 納付義務者がその事業又は業務を廃止し、又は休止したとき。 (3) 納付義務者がその事業又は業務について甚大な損害を受けたとき。 (4) 前各号に掲げる理由に類する理由があるとき。	(略) (徴収猶予) 第23条 区長は、保険料の納付義務者が次の各号の <u>一に</u> 該当することによりその納付すべき保険料の <u>一部又は全部</u> を一時に納付することができないと認める場合においては、その申請によって、その納付することができないと認められる金額を限度として、<u>6カ月</u> 以内の期間を限って徴収猶予することができる。 (1) 納付義務者がその資産について震災、風水害、落雷、火災若しくは、これに類する災害を受け、又はその資産を盗まれたとき。 (2) 納付義務者がその事業又は業務を廃止し、又は休止したとき。 (3) 納付義務者がその事業又は業務について甚大な損害を受けたとき。 (4) 前各号に掲げる理由に類する理由があるとき。

改正後	改正前
2 前項の申請をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に徴収猶予を必要とする理由を証明すべき書類を添付して、区長に提出しなければならない。 (1) 氏名及び住所 (2) 納期限又は当該保険料の徴収に係る法第76条の4において準用する介護保険法第135条第6項の規定による特別徴収対象年金給付（以下「特別徴収対象年金給付」という。）の支払に係る月及び保険料の額 (3) 徴収猶予を必要とする理由 (略) <u>(過料)</u>	2 前項の申請をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に徴収猶予を必要とする理由を証明すべき書類を添付して、区長に提出しなければならない。 (1) 氏名及び住所 (2) 納期限又は当該保険料の徴収に係る法第76条の4において準用する介護保険法第135条第6項の規定による特別徴収対象年金給付（以下「特別徴収対象年金給付」という。）の支払に係る月及び保険料の額 (3) 徴収猶予を必要とする理由 (略) <u>(過料)</u>
<u>第27条 区長は、法第9条第1項若しくは第5項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者に対し、100,000円以下の過料を科する。</u> (略)	<u>第27条 区長は、法第9条第1項若しくは第9項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をし、又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない者に対し、100,000円以下の過料を科する。</u> (略)
<u>附 則（令和6年 月 日条例第 号）</u> <u>(施行期日)</u>	
<u>1 この条例は、令和6年12月2日から施行する。</u> <u>(経過措置)</u>	
<u>2 この条例による改正後の第23条の規定は、令和6年度分の保険料のうち令和6年12月以後の期間に係るもの及び令和7年度以後の年度分の保険料について適用し、令和6年度分の保険料のうち令和6年11月以前の期間に係るもの及び令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。</u>	
<u>3 この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政</u>	

改正後	改正前
<u>令（令和 6 年政令第260号）第 9 条の規定によりなお従前の例による こととされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対 する罰則の適用については、なお従前の例による。</u>	